

食品衛生に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、食品衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(営業の許可)

第二条 次に掲げる営業は、知事の許可を受けなければ、これを行うことができない。

- 一 菓子種製造業
 - 二 こんにやく類製造業
 - 三 つけ物製造業
 - 四 魚介類加工業
 - 五 食料品（次に掲げる食品をいう。）の販売業
 - イ そうざい（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物及びあえ物をいう。ただし、容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品（チにおいて「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。）を除く。）
 - ロ 魚介類加工品（容器包装に入れられた食品であつて、冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する必要がないもの（以下この号において「容器包装入り常温保存食品」という。）を除く。）
 - ハ 食肉製品（容器包装入り常温保存食品を除く。）
 - ニ 豆腐及びその加工品（容器包装入り常温保存食品を除く。）
 - ホ 菓子（容器包装入り常温保存食品を除く。）
 - ヘ パン（容器包装入り常温保存食品を除く。）
 - ト めん類（容器包装入り常温保存食品を除く。）
 - チ 弁当類（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）
- 2 知事は、前項に規定する営業の施設について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。
- 3 第一項の場合において、知事は、その営業の施設が前項の基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、第一項に規定する営業を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。
- 一 この条例に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第六条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 知事は第一項の許可に五年を下らない有効期間その他必要な条件を付けることができる。

(許可の承継)

第二条の二 前条第一項の許可を受けた者（以下この条において「許可営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(行商の許可)

第三条 次に掲げる行商は、知事の許可を受けなければ、これを行うことができない。

- 一 魚介類行商（魚介類及び第二条第一項第五号ロに掲げる食品の行商をいう。）
 - 二 食料品行商（第二条第一項第五号イ、ハ及びホからチまでに掲げる食品の行商をいう。）
 - 三 豆腐行商（第二条第一項第五号ニに掲げる食品の行商をいう。）
- 2 知事は、前項に規定する行商の設備について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。
- 3 第一項の場合において、知事は、その行商の設備が前項の基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、第一項に規定する行商を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当

するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この条例に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第六条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

4 知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他必要な条件を付けることができる。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、当該許可申請者に対し、行商の許可証及び記章を交付するものとする。

6 第一項の行商とは、店舗を設けずに移動しながら、業として、食品を販売することをいう。
(行商者の検定)

第四条 知事は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、前条第一項の許可を受けようとする者に対し、衛生知識の有無について、検定を行うことができる。

2 知事は、前項の検定の結果が著しく不良であると認める者については、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えないことができる。

(許可証等の再交付)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、許可証又は記章を亡失し、又はき損したときは、速やかに、許可証又は記章の再交付を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定により許可証又は記章の再交付を受けた後、亡失した許可証又は記章を発見したときは、速やかに、知事に返納しなければならない。

(営業者等の変更等の届出)

第五条の二 第二条第一項の許可を受けた者及び第三条第一項の許可を受けた者は、自己の氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第二条第一項の許可を受けた者及び第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る営業又は行商を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し、営業の禁止又は停止等)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その施設若しくは設備の整備改善を命じ、その許可を取り消し、又はその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

一 第二条第一項の許可を受けた後、同条第二項の基準に違反するに至つた者、同条第三項第一号若しくは第三号に該当するに至つた者又は同条第四項の規定による条件に違反した者

二 第三条第一項の許可を受けた後、同条第二項の基準に違反するに至つた者、同条第三項第一号に該当するに至つた者又は同条第四項の規定による条件に違反した者

三 第七条の規定に違反するに至つた者

(行商の禁止行為)

第七条 魚介類行商を行う者は、販売の目的で刺身の調理をしてはならない。

(行商許可証)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者が、その業に従事するときは、許可証及び記章を常に携帯しなければならない。

2 許可証又は記章は、これを他人に譲り渡し又は貸与してはならない。

(手数料)

第九条 次の各号に掲げる許可若しくは許可の更新又は許可証若しくは記章の再交付を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を納めなければならない。

一 第二条第一項第一号から第四号までに掲げる営業の許可
食品製造業等許可申請手数料 一万三千三百円

二 第二条第一項第一号から第四号までに掲げる営業の許可の更新
食品製造業等許可更新申請手数料 一万円

三 第二条第一項第五号に掲げる営業の許可
食料品販売業許可申請手数料 八千九百円

四 第二条第一項第五号に掲げる営業の許可の更新
食料品販売業許可更新申請手数料 六千九百円

五 第三条第一項各号に掲げる行商の許可

行商許可申請手数料 二千百円

六 第三条第一項各号に掲げる行商の許可の更新

行商許可更新申請手数料 千六百円

七 第三条第五項に規定する行商の許可証又は記章の第五条第一項の規定による再交付
再交付申請手数料 七百円

2 前項の手数料は、知事が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

(罰則)

第十条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第七条又は第八条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(その他)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。